



| | |
|------------------|---|
| Title | 北海道大学法学部法学会記事 |
| Citation | 北大法学論集, 23(3), 171-172 |
| Issue Date | 1973-01 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/27934 |
| Type | bulletin (other) |
| Note | 雑報 |
| File Information | 23(3)_P171-172.pdf |



[Instructions for use](#)

北海道大学法学部法学会記事

○昭和四七年一〇月二〇日(金)午後三時—六時

「ドイツ連邦共和国における公勤務法上の諸問題」

報告者 カール・H・ウレ教授

出席者

二〇名

今回はドイツ・シュバイエル行政大学学長カール・ヘルマン・ウレ教授を迎えて、表記のような題でお話をうかがった。その要旨は以下の通りである。西ドイツでは、その基本法(とくに「公勤務法は職業官吏制の伝統的原則を考慮して定められなければならない」とする三三・三五項)の下において、公務員は従来通り官吏と雇員ないし労働者とに区別され、官吏は単なる雇員や労働者と異なり、私企業労働者とは全くちがう法的取扱いをうける。すなわち官吏関係の公法的性格と労働関係の私法的性格、官吏についての政治的行為の制限やストライキの禁止と、労働者における政治的活動の自由やストライキ権、法律による官吏関係の一方的規律と労働協約による労働関係の規律、官吏についての終身雇用原則・政府による扶助、これに対するに雇員等や労働者における解約告知可能性・特定職務への任用・給与における対価原則・社会保険による保障、等々がそれである。近時この伝統的原則に対する批判の声があり、統一的な公勤務法制定の意見もあるが、ウ

レ教授はこれに反対して次のように主張された。すなわち現代社会における行政の任務を達成する上で不可欠の、高権的権限の行使にあたる官吏の独立性・非党派性・客観的正当性等を確保する為、将来にわたっても伝統的な職業官吏制の諸原則を堅持し、労働者をモデルとするような統一的公勤務法は排斥されるべきである。さもないければ公務員が特定政党・団体の道具になり下り、西ドイツの自由かつ民主的國家体制に容易ならぬ結果をまねくであらう、と。

報告後の討論においては、まず西ドイツの官吏(Beamte)の性格について質疑がなされ、それと関連して官吏としての裁判官の地位や現実政治との関連、終身雇用制のあり方をめぐり日独の異同、さらに教授が学長をつとめておられるシュバイエル行政大学の性格やフランスのEND Aとの比較、ついでワイマル共和国における國家官僚と政党との関係等、多岐にわたる討論の後、閉会した。

○昭和四七年十一月二四日(金)午後一時半—四時半

「アメリカの大統領選挙について」

報告者 小川 晃一

出席者

約二〇名

報告者小川教授は本年六月—九月の間アメリカ各地を旅行され、州予備選挙(プライマリ)や全国党大会に出席され、アメリカの大統領選挙のプロセスについて、親しく体験された。今日の報告はそうした体験談をまじえつつ、まずアメリカの大統領職

の性格について、一般に大統領＝聖職というイメージがあり、とくにアイゼンハワーの出現（一九五二年）以来、カリスマ的色彩が濃くなってきている点を指摘された。つまりアメリカの大統領とは、現実の「きたない」政党政治を「超えた」超人的人物であり、そのようなものとして、非政治的な神聖視したイメージが一般的だというわけである。しかるに現実には「雲上人」的なアイクは、専門家をリードしていくことができなかった点が指摘され、それとの対照で、ケネディが現実担当の「やり手」であって、選挙手段についてもかなり思いきった手を使ったことが、さまざまな具体例を通してのべられた。ついで大統領候補となる為の資格要件、ブレントラストの問題等について話され、最後に六〇年代以後のアメリカ社会の変化について報告され、アメリカ社会の核心たるビュリタンのエトスの解体を、いわばラジカルに表現しているのがマクガバンであるとの指摘がなされた。以上を序論的部分として、あとは大統領選の具体的プロセスについて、①プライマリー、②党全国大会、③公式の選挙戦開始（九月）、④選挙人選挙（十一月）、と四つの段階にわけて、具体的に詳細に報告された。

討論においては、党大会代議員の選出法やその資格等について、マクガバン候補の性格や役割、ケネディ家について、等々多様な論点が話題になった。

次 号 (第三卷) 予 告

論 説

変造前の文言の立証責任

近藤 弘二

階級制の正当化作用に関する仮説

伊藤 大一

ハプスブルグ帝国の統合と分解をめぐる諸問題(三・完)

矢田 俊隆

資 料

刑法意識の実証的研究 (一)

宮沢 節生

損害賠償訴訟と立証責任 (三)

池田 桑男

ロシア共和国民法典邦訳 (六)

五十嵐 保雅子